

第四章 徴兵制への飛躍

徴兵への試金石となりし志願兵制も斯く内外の認識を獲つ、成功裡に着々発展し且陸軍中央部に於ても朝鮮人の兵員の資質を認むる声漸く起り一方朝鮮人の兵役全面附与に關する熱意は議會に對する請願運動に迄発展し茲に徴兵への躍進の機運愈々熟するに至れり、恰も昭和十七年一月各師團徴兵主任參謀會同時を通じ兵務局長へ田中隆よつ少將より朝鮮壯丁の体位、國語普及狀況、戶籍整備狀況等に關し照會あり。

此の種実態調査については曩に朝鮮軍並に朝鮮總督府間に於て之が実施に關し屢々論議せられしが予算上の実行難からみ遂に実現の運びに至らざりしも、今又照會をも機とし學務局の學徒体力検査の予算を基金とし、朴興植、金季珠等の民間有力者の寄附金を合し総額七〇万円を以て朝鮮壯丁の体力検査を安實施し徴兵への飛躍に對する綜合的判決を把握するに決せり。

即ち軍に於ては總督府と密接に協力し隷下部隊の軍医を総動員し約二七〇ヶ班の検査班を編成し徴兵検査の要領に準じ三月一日より十日間全鮮に亘り一斉に滿十八及び十九才

の朝鮮壯丁につき其の体格、國語理解の度、戶籍の整備状況等を調査検討せる結果朝鮮人に対する徴兵検査の實施は可能なりとの判決と中央に具申せり。

斯く政府は、同年五月八日の閣議に於て朝鮮同胞の徴兵制實施準備をなすに決し此の七日九日情報局より發表せられたり。

(情報局発表)

「政府は、八日の閣議に於て朝鮮同胞に対し徴兵制を施行し昭和十九年度より之を徴集し得る如く準備を進むる事に決せり。」

(情報局總裁談)

「朝鮮同胞に対し、徴兵制を施行せられんことを念願する。要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり曩に昭和十三年勅令第九十五号陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ詮衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好なる成績を擧げ、時局下の軍務に従事している。」

又支那事変以来内鮮一体の機運は澎湃として其り大東亞戦争勃發を契機

とする朝鮮同胞以後奉公の至誠は頃々昂揚して居る実情に鑑み茲に徴兵制
の實施の準備を進むる事に関し閣議決定を見た次第である。

同年七月軍參謀長更迭し朝鮮特別志願兵制に關し朝鮮軍參謀兼同總督府御
用掛參謀として現地及び中央間の接衝に任じたる井原潤次郎少將參謀長として着
任せり。

第五章 徴兵準備

第一節 兵事機構の整備強化

従来朝鮮に於ける兵事業務は、昭和十四年以前に在りては各師団司令部に於て直
接之を管掌しありしが十四年八月羅南、咸興、平壤、京城、大邱、光州に夫々兵事部
を新設せらば、羅南陸軍兵事部は咸鏡北道と、咸興陸軍兵事部は咸鏡南道と夫々
兵事區とし各、第十九師団に隸屬し、又平壤陸軍兵事部は平安南北西道、黃海道
と、京城陸軍兵事部は京畿道、江原道、忠清北道と、光州陸軍兵事部は忠清
南道、全羅南北西道と、大邱陸軍兵事部は慶尚南北西道と夫々兵事區とし各、